

被扶養者資格再確認にご協力をお願いいたします

協会けんぽでは、保険給付の適正化等を目的に、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認させていただくため、「被扶養者状況リスト」を事業主様へお送りし、被扶養者資格の再確認を実施しています。

令和7年度の実施予定内容

確認の対象となる方

以下のいずれかに該当する被扶養者

- 健康保険の資格が重複している可能性が高い方
- 同居が扶養認定の要件となっている続柄の方のうち、被保険者と別居している可能性が高い方
- 令和6年中の課税収入額が130万円（60歳以上は180万円）の金額を超過している方（18歳未満の者や直近で認定されたものを除く）

※上記に該当する被扶養者がいない場合は、再確認の必要がありませんので、事業主の方へ被扶養者状況リストはお送りいたしません。

送付時期

令和7年10月上旬
から 10月下旬

提出期限

令和7年12月12日(金)（予定）

加入者の皆さまの保険料負担の
軽減につながる大切な確認となりますので、
ご理解とご協力をお願いいたします。

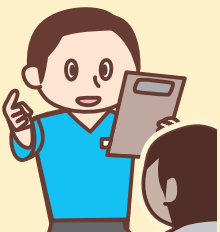
被扶養者資格
再確認に
ついて詳しく
はこちら



知っておきたい！

柔道整復師 (整骨院・接骨院) のかかり方

柔道整復師による治療では、健康保険の対象となる場合と、ならない場合があります。負傷の原因や症状を正しく伝えたくて受診してください。



柔道整復師（整骨院・接骨院）のかかり方について詳しくはこちら



柔道整復師にかかる場合の注意事項

- ✓ 負傷の原因を正しく伝えましょう。
- ✓ 「療養費支給申請書」の内容をよく確認し、委任欄は必ず自分で記入しましょう。
- ✓ 領収証を必ずもらいましょう。
- ✓ 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう。
- ✓ 「ついでに他の部分も」「家族に付き添ったついでに」といった「ついで」の受診は支給対象外です。



協会けんぽより負傷原因、治療年月日、治療内容などを文書で照会させていただくことがあります。照会があった際は、ご自身で回答書を記入し、ご提出いただきますようお願いいたします。

健康保険の対象とならない場合

- 肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的のあんま・マッサージ代替りの利用
- 病気（神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 過去の交通事故等による後遺症
- 症状の改善が見られない長期の治療
- 仕事中や通勤途上におきた負傷



全国健康保険協会 千葉支部
協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13
日本生命千葉駅前ビル2階

043-332-2811

営業時間 平日 8:30~17:15



申請書はすべて協会けんぽのホームページからダウンロードできます



LINE公式アカウント始めました！友だち募集中！！

これからは
医療を受けるなら
マイナンバーカード。

保険証は、マイナ保険証へ。



2025
令和7年
9月号

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

けんぽだより

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

健康保険委員の 登録はお済みですか？

協会けんぽでは、健康保険に関する各種ご案内を健康保険事務ご担当者さまへいち早くお届けするため、「健康保険委員」のご登録をお願いしております。



「健康保険委員」とは

健康保険委員とは、事業所さまと協会けんぽを結ぶ橋渡し役となっただき、従業員さまへの健康保険関係の周知広報や相談業務などにご協力いただいております。

広報



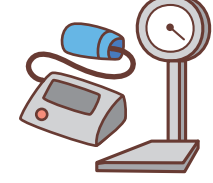
協会けんぽからの情報（広報紙等）を回覧・掲示

相談役



健康保険の各種申請についてアドバイス

職場の健康づくり



従業員さま・ご家族への健診受診の周知、お声かけ

ご意見役



協会けんぽ千葉支部からのアンケート等に協力

※健康保険委員としての強制的な仕事はございません。日常の業務に支障のない範囲でご協力をお願いしています。

登録特典

その1 協会けんぽ GUIDE BOOK

協会けんぽの取組や申請書の記入方法を紹介した冊子です。加入者・事業主の皆さまが給付金の申請や健康づくりを行う際にお役立てください。



その2 健康保険委員向け広報紙（協会けんぽちば）

健康保険委員向け広報紙「協会けんぽちば」を定期的にお届けしています。健康保険に関する最新情報や、職場でできる健康体操などをご紹介します。



その他広報物、セミナーや研修会のご案内をお送りします。

登録条件

協会けんぽ千葉支部に加入している被保険者の方

登録方法

協会けんぽ千葉支部のホームページから登録申込書を手いいただき、**FAX(043-301-1239)**または **郵送** でご提出ください。



登録申込書はこちらからダウンロードできます。



協会けんぽ 2024年度決算(見込み)のお知らせ

2024年度の決算(見込み)の概要

2024年度の決算は収入が11兆8,525億円、支出が11兆1,939億円、収支差は前年度から1,923億円増加し、6,586億円となりました。

保険料収入は、賃上げ等による標準報酬月額増加や被保険者数の増加により前年度比3,492億円の増加となった一方で、保険給付費は医療費の伸びが低めに推移した影響で前年度比1,040億円の増加となっています。

医療費については、新型コロナの臨時的特例廃止(2024年3月末廃止)等の特殊要因で伸びが抑えられていることが一定程度影響しており、今後の動向を慎重に見極める必要があります。



2024年度決算(見込み)について
詳しくはこちら

2024年度決算(見込み) | 医療分(単位:億円)

収入	保険料収入	106,490	(+3,492)
	国庫補助等	11,690	(▲1,184)
	その他	346	(+113)
	計	118,525	(+2,421)
支出	保険給付費	72,552	(+1,040)
	拠出金等	36,195	(▲1,030)
	その他	3,193	(+487)
	計	111,939	(+497)
単年度収支差		6,586	(+1,923)

※()内は、対前年度増減
※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計

保険給付費 64.8%

協会けんぽが医療機関に支払う費用や、傷病手当金等の支払いに要する費用

高齢者医療への拠出金等 32.3%

高齢者の皆さまの医療費の一部を現役世代が負担しています。

健診・保健指導経費 1.5%

協会事務費 0.9%

その他の支出 0.5%

保険料収入 89.8%

被保険者・事業主の皆さまに納めていただいている保険料

国からの補助金 9.9%

その他の収入 0.3%

2024年度の決算は黒字額が増加しましたが、協会けんぽの財政は安定しているのでしょうか？

協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により標準報酬月額増加が見込まれるものの、

- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しいこと
- 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により保険給付費の継続的な増加が見込まれること
- 団塊の世代が後期高齢者になったことにより後期高齢者支援金が増加し、中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれること

等に留意が必要と考えています。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)」において、診療報酬改定に関して、「2025年春季労使交渉における力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。」とされており、今後の動向を注視する必要があると考えています。

協会けんぽ 令和6年度における千葉支部の主な取組

協会けんぽ千葉支部では、加入者の皆さまへの医療費・現金給付の支払や健康の維持・増進に向けた取組を行っております。令和6年度における各種取組の一部をご紹介します。

良質なサービスの提供・基本的役割の徹底

マイナ保険証への円滑な移行・利用促進

令和6年12月2日に健康保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行されました。移行に向けては、加入者の皆さまに安心してマイナ保険証をご利用いただけるよう、正確なデータ登録の推進に加えて、マイナ保険証の安全性・利便性について周知広報を行いました。また、加入者資格を簡易的に把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、すべての加入者に「資格情報のお知らせ」をお送りしました。

給付金の支払い・加入者サービスの向上

傷病手当金や出産手当金等の現金給付については、生活保障の性格を有することから、申請書類の受付から支払までを10営業日以内とする目標設定(サービススタンダード)を徹底してお支払いしています。令和6年度は、多能化及び自動審査率の向上により、昨年度に引き続きサービススタンダード100%を達成することができました。また、加入者からの制度や手続き等に対する利便性の向上を図るため、ホームページにチャットボットの導入や、お電話いただいた際の自動音声案内の導入を行いました。

レセプト点検の精度向上

レセプト(診療報酬明細書)は医療機関より社会保険診療報酬支払基金の内容審査を経て保険者(協会けんぽ)へ提出されます。協会けんぽでは、「レセプト内容点検行動計画」を策定し、効果的かつ効率的なレセプトの点検を実施し、査定率の向上に努めました。

健診・特定保健指導・重症化予防対策

加入者の方々の生活習慣病の早期発見のため、健診(生活習慣病予防健診・特定健康診査)を実施しています。また、健診結果をもとに、生活習慣の改善が必要な方に対する保健師等による特定保健指導(生活習慣の見直しに向けた取組のサポート)や、医療機関への治療が必要な方に対して受診を勧めるご案内を行っています。令和6年度は、生活習慣病予防健診の付加健診の対象年齢について、これまでの「40歳・50歳」に加えて「45歳・55歳・60歳・65歳・70歳」も対象とし、加入者の方々の受診機会の拡大を図りました。また、健康リスク保有率の高い業態である運輸業の関係団体(千葉県バス協会、千葉県トラック協会、千葉県タクシー協会)と連携し、会員事業所への健診・特定保健指導等に関する受診勧奨を行いました。

コラボヘルスの推進

事業所と協会けんぽが一体となって健康づくりに取組むコラボヘルスの一つとして健康宣言事業を行っています。健康宣言とは、事業所として従業員の健康管理に積極的に取組むことを宣言し、健診の受診や禁煙の促進などの取組を協会けんぽと連携して実践していくものです。令和6年度につきましては、健康宣言事業所数の拡大のため、各種広報や商工会議所・パートナー企業(生命保険会社等)と連携して健康経営セミナーを開催したほか、健康宣言事業所へのフォローアップの拡充を図るため、事業所カルテ(事業所の健康・医療データ)の提供や、健康づくりに関する出張セミナー、無料の歯科健診、禁煙啓発ポスターの配布等を実施いたしました。



健康宣言については
こちら

健康

健康づくりサポート・医療費適正化

ジェネリック医薬品の使用促進

加入者の皆さまの医療費の自己負担の軽減や保険料負担の軽減のために、千葉県及び千葉県薬剤師会等と連携を図り、オール千葉体制で地域全体で協力し、ジェネリック医薬品の使用を促進しています。令和6年度につきましては、電車の中吊りやWeb広告等により周知広報に努めたほか、調剤薬局に向けてジェネリック医薬品使用割合通知を送付し、使用促進の働きかけを実施しました。これにより、ジェネリック医薬品使用割合は88.9%(前年度より+5.1ポイント)となりました。

今後とも、加入者の皆さまの健康を守るための取組を推進してまいります。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。